

## 改訂箇所

(実用新案制度活用のでびき)

当「実用新案制度活用のでびき(第7版)」は、2019年10月発行のため、2022年4月1日現在の特許庁費用を記載しておりません。2022年4月1日現在の特許庁費用は下記(赤字部分)のとおりです。

	特許	実用新案
対象	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの(発明) 製法もバイオも可。	物品の形状、構造又は組み合わせの考案(発明程の高度性は必要ない) 製法等は不可。
存続期間	出願から20年	出願から10年
審査	審査請求(出願から3年内)により、詳細に審査。	方式審査だけで、 <b>実体審査はなし。</b>
権利行使	特許の設定登録から可能。	<b>技術評価書</b> の取得が必要 又、権利行使には相当の注意も必要(自己調査等)。
出願から登録までの最低限の特許庁費用(請求項は1項で計算)	<b>169,800円</b> (出願料、審査請求料、特許料1~3年分)	20,600円 (出願料、登録料1~3年分) 技術評価書;43,000~円